

令和2年度仙台市障害者施策推進協議会における質的モニタリング調査（案）

1 調査目的

「仙台市障害者保健福祉計画等に係る監視等実施方針」（平成30年3月8日仙台市障害者施策推進協議会決定）に基づき、数値目標等の監視だけでは十分に把握しきれない本市における障害保健福祉施策等の現状と課題について把握し、これまでの調査等と併せて、「仙台市障害者保健福祉計画」の中間評価の基礎資料とともに、今後の障害者施策の方向性等を検討するための資料とする。

2 調査内容

障害者保健福祉計画の施策体系に沿った主な事業の進捗状況を把握し、計画全体の評価につなげるため、以下の調査を行う。

(1) 調査対象者

- ①障害当事者・障害当事者の家族
 - ②障害福祉サービス事業所・運営法人等
 - ③その他の障害関連団体（障害者スポーツ指導者協議会等）
 - ④市民（令和元年度障害理解研修受講団体等）
- 計 20 団体程度

(2) 調査項目（主なもの）

現計画における施策体系	対象者	質問内容
（1）共生社会の実現に向けた障害理解の促進と権利擁護の推進	理解促進・差別解消 ④	差別解消条例の認知、障害への理解の深まりについて
（2）障害のある児童や発達に不安のある児童に対する支援の充実	保育・療育 ②	職員の人材育成方法について
	放課後支援 ①	事業所に期待するサービス内容について
（3）地域での安定した生活を支援する体制の充実	相談支援 ②	緊急受入れ時の対応について
	生活支援 ①	障害特性に応じた機能・生活訓練等の効果について
	居住支援 ②	利用者への特別な支援・配慮の内容、必要な設備改修について
（4）生きがいにつながる就労と社会参加の充実	一般就労・福祉的就労 ②	障害者と企業とのマッチングや、事業所等の自主製品の販売を促進するための施策について
	スポーツ・レクリエーション・芸術文化 ③	障害者スポーツ参加者のすそ野の拡大について

(5) 安心して暮らせる生活 環境の整備	防災・減災等	①	災害時個別支援計画の内容について
	事業所支援・ 人材支援	②	人材確保・定着のための施策・ 支援について

(3) 調査方法

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、対面での調査を必要最小限にする必要があるため、書面調査を原則とする。必要に応じて、電話または対面での調査を補完的に行う。

- ①調査票（アンケート+自由回答形式）を使用した郵送による調査
- ②①の回答内容に基づいて、内容を詳しく聞く必要がある調査対象者を選定
- ③②に基づいて、電話または対面ヒアリング（事業所・自宅等を訪問し実施）
 - ・対面ヒアリングは、協議会委員2名程度・事務局職員1～2名程度で調査グループ編成

3 スケジュール

6月25日	第1回施策推進協議会で事務局案提示
7月上旬	委員意見照会・内容修正
7月下旬	調査票発送
8月上旬	委員日程調整依頼・追加ヒアリング先への打診
8月中旬	調査票〆切
8月下旬	電話・対面調査
9月	ヒアリング結果取りまとめ
10月	第2回施策推進協議会で結果報告